

## — 第2回臨時会 議会構成以外の内容 —

### ◆財産の取得について

令和元年5月8日に指名競争入札した、雪寒機械（除雪トラック：7t級4×4専用型）について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。（原案可決）

## 公職選挙法に基づき次のことが禁止されています。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

② 政治家本人が自ら出席する葬儀や通夜における香典

（①・②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）

なお政治家以外の者が、政治家名義の寄付をすることも罰則をもって禁止されています。

※ 政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。

### 2 有権者が、政治家に対して寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

### 3 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなどの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。

### 4 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず処罰されます。

### これまでの議会の状況もご覧ください！

定例会・臨時会、各常任委員会（保存4年間分）の様様をDVDでご覧いただけます。

DVDを貸出しておりますので、議会事務局まで遠慮なく申し込みください。



### 議会・委員会を傍聴しましょう！

役場1階ホールでライブ中継をご覧くださいませ。

議会では、定例会と常任委員会も原則公開しておりますので、是非傍聴してください。

※第2回定例会開催が近くなりましたら、ホームページや新聞折り込みでお知らせいたします。

## 編集後記

今回の臨時会にて、新たに広報発行特別委員5名が決まり、広報発行を担当することになりました。

皆様にはできるだけ議会のことを分かりやすく伝える紙面作りにも努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

広報発行特別委員会  
委員長 向井 孝一  
副委員長 小川ひとみ  
委員 徳田 栄邦  
委員 日置 紳一  
委員 上村 忠